

平成15年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

職員の倫理保持については、県民の疑惑や不信を招くような行為を防止する総合的な対策として、平成12年9月に「青森県職員倫理条例」を制定し、併せて青森県職員倫理規程等の関係規程を制定して平成13年4月1日から施行しております。

条例では、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、その概要を県民の皆様に公表することとされており、平成15年度においては下記のとおりとなっております。

記

1 各種届出等の状況

条例等では、職員の倫理保持の状況をチェックするため、事業者等から贈与を受けた場合等は届出等を行うこととなっており、その状況は以下のとおりでした。

なお、知事部局、教育庁及び警察本部以外の各任命権者については、各種届出等に係る実績はありませんでした。

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食することができますが、夜間において飲食をする場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

区分	届出件数	相手方
知事部局	15	財団・社団法人など、公益的な性格の事業等を行っている団体に属する者や民間企業等です。
教育庁	43	
警察本部	40	
合計	98	

届出は、1人の職員につき、1回の飲食ごとに行うこととなっております。

したがって、5人の職員が参加した1回の飲食については、5件とカウントされます。(以下の届出についても同様です。)

(2) 利害関係者とのゴルフに係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共にゴルフをすることができますが、その場合、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

区分	届出件数	相手方
知事部局	6	財団・社団法人など、公益的な性格の事業等を行っている団体に属する者や民間企業等です。
教育庁	0	
警察本部	6	
合計	12	

(3) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督者に承認を受けることとされています。

区 分	承認件数	内 容
知事部局	5	医療関係及び農業関係の原稿を執筆するものです。
教育庁	0	
警察本部	0	
合 計	5	

(4) 贈与等報告書による報告の状況

管理職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとされています。

ア 任命権者別

区 分	報告件数
知事部局	23
教育庁	3
警察本部	0
合 計	26

イ 贈与等の内訳別

区 分	報告件数	主なもの
金銭・物品等	0	-
供応接待	0	-
報酬等	26	講師謝金、委員報酬等
合 計	26	-

2 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

倫理条例等に違反して懲戒処分を受けた実績はありませんでした。

<参考>

他団体における倫理条例制定の状況（H16.4.1現在）

北海道、青森、岩手、福島、静岡、岡山、徳島、香川、高知、福岡（10団体）

青森県職員倫理条例

第7条 知事は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、～（略）～
その概要を公表するものとする。